

山形県ニホンザル管理計画の次期計画策定方針の検討について

現行計画の概要（山形県ニホンザル管理計画 H29.4～）	成果、課題及び検討を要する事項	策定方針（案）
1 計画策定の目的及び背景（略）		
2 管理すべき鳥獣の種類 ニホンザル（Macaca fuscata）		
3 計画の期間 平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日		
4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域 県内全域		
<p>5 生息状況と被害実態</p> <p>(1) ニホンザルの生息状況（略）</p> <p>(2) ニホンザルの生息環境（略）</p> <p>(3) 農作物の被害状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和 55 年から被害報告があり、平成 10 年には被害額 1 億円を超え、18 年まで 2 億円前後で推移。その後減少し、近年は 6 千万円前後で推移。 <p>(4) 山形県ニホンザル管理計画の計画期間における状況変化</p> <ul style="list-style-type: none"> 各総合支庁管内の防除対策の取組状況を記載 群れの分布の変化から、今後、ニホンザルの活動が活発になり新たに農作物被害を発生させる懸念。 <p>(5) 第 2 期計画期末におけるニホンザルの出没状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度の加害群れ数は 96 群。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第 3 期管理計画により実施してきた被害対策（捕獲含む）を踏まえた、ニホンザルの生息状況及び農作物被害状況について記述が必要。 ● 南奥羽鳥獣被害防止対策協議会による被害対策の記載がない。 	<p>⇒ 第 3 期（H28～R3）のニホンザルの群れ数、推定生息頭数、捕獲頭数、農作物被害についてそれぞれの推移を記載</p> <p>⇒ 第 3 期末の状況として、被害額は減少傾向。一方で、加害群れ数はわずかに増加傾向。</p> <p>⇒ 南奥羽鳥獣被害防止対策協議会の取組みを記載。</p>
<p>6 管理の目標</p> <p>(1) 基本目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 人とニホンザルとの共存を図ることを基本目標とする。 <p>(2) その方策と基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 農作物被害対策、生息環境管理、組織的追い払いによるすみわけ及び個体数調整による。捕獲については、群れの規模や加害状況に応じて適切な方式をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第 12 次鳥獣保護管理事業計画の第四 5（1）規定により、「市町村第二種特定鳥獣管理事業実施計画」に準拠した計画を定め、捕獲を実施する場合は、有害鳥獣捕獲期間を 1 年以内とすることができるものとされたことについて、記載がない。 ● 複合的な管理方策の記載がない 	<p>⇒ 左記記載の追加。</p> <p>⇒ 管理方策の項目だでの検討。</p>
<p>7 具体的な管理目標及び管理方式</p> <p>(1) 農作物被害対策（被害防除）</p> <ul style="list-style-type: none"> 主に電気柵による農地への侵入防止。 鳥獣被害防止総合対策交付金や県による支援制度を活用した柵の整備。 農業者は、鳥獣被害対策指導者養成研修等に参加した指導者の助言を受け、又は市町村が行う研修等へ参加し、適切な設置及び維持管理を図ることを推奨。 <p>(2) 生息環境管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ニホンザルを誘引する原因となる廃果等を放置しないよう、放任果樹の管理の徹底等。 接近侵入しにくくするため、身を隠しやすいヤブの刈り払い等の実施、緩衝林帯の整備。 被害が頻発する集落においては、市町村、県、農業協同組合の職員が住民とともに集落点検を実施。 <p>(3) 組織的な追い払い</p> <ul style="list-style-type: none"> ロケット花火、電動エアガン及びパチンコ等の威嚇手段を用いて後背地の里山林などに追い払い、ニホンザルの集落等への定着の防止。 <p>(4) 個体数調整</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村長の定める実施計画に基づいて行う。 群れの規模や加害状況に応じて、群れ捕獲、部分捕獲、又は選択捕獲といった適切な方式をとる。 <p>(5) 具体的な目標の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 加害群の数：96 群（H28）⇒62 群（R3） 被害地区における対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> 農作物被害対策：78 地区（H28）⇒156 地区（R3） 生息環境管理：48 地区（H28）⇒96 地区（R3） 追い払い等：131 地区（H28）⇒156 地区（R3） <p>(6) モニタリング及び目標の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 生息状況、被害状況、捕獲情報についてモニタリングを長期的に実施し、毎年度、特定鳥獣保護管理検討委 	<ul style="list-style-type: none"> ● 複合的な管理方策の記載がない ● 有害鳥獣捕獲の項目がない。 ● 農作物被害対策（被害防除）及び生息環境管理の取組みの拡充が必要。 ● 加害群の数：62 群（目標）101 群（R2 実績） ● 被害地区における対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> 農作物被害対策：156 地区（目標）108 地区（R2 実績） 生息環境管理：96 地区（目標）40 地区（R2 実績） 追い払い等：156 地区（目標）174 地区（R2 実績） ● 追い払いは浸透している一方で、電気柵等の設置や刈り払い等の実施地区数が未だ少ない状況にある。 ● 鳥獣被害防止総合対策交付金（南奥羽鳥獣被害防止対策協議会及び市町村）の取組み等、被害対策の推進状況の管理が必要。 	<p>⇒ 管理方策の項目だでの検討。</p> <p>⇒ 左記記載の追加。</p> <p>⇒ 農作物被害対策（被害防除）及び生息環境管理の取組みの強化。 具体的には地域が一体となった被害防除体制を築くために、地域の実情に合った鳥獣対策のあり方及び助成制度の活用について習熟した地域のリーダーの育成の検討。 また、サルを集落に寄せ付けにくくするための対策を学ぶ研修会の検討。</p> <p>⇒ 被害対策の管理の強化の検討。</p>

<p>員会で評価・検討を行い、計画を見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村アンケートにより群れごとの加害状況及び地区ごとの対策取組状況を把握し、特定鳥獣保護管理検討委員会で効果検証を行う。 		
<p>8 第二種特定鳥獣管理計画の実施及び見直しに必要な事項</p> <p>(1) ニホンザルの数の捕獲において配慮すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> わなによりニホンザルの捕獲を行う場合は、わなの設置が農地や集落に誘引することとならないよう配慮すること。また、錯誤捕獲に注意すること。 <p>(2) 管理の担い手の確保と人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 防除技術の普及促進、捕獲の担い手の確保、法人による捕獲等における狩猟免許を有しない補助者の活用 <p>(3) 捕獲個体の処分等</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則殺処分とする。 <p>(4) 捕獲許可の権限移譲</p> <ul style="list-style-type: none"> 特措法に基づく市町村への権限移譲について <p>(5) 各主体が果たす役割 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> モニタリング等の情報は、特定鳥獣保護管理検討委員会において評価・検討を行い、第二種特定鳥獣保護管理検討委員会を通じてフィードバックする。 <p>(6) 隣接県等との調整 (略)</p> <p>(7) 普及啓発、広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ニホンザルの生態への理解、農林業被害の防除の重要性及び防除技術等の習得を図ることを目的とした研修機会の設定や広報活動の推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 群れ捕獲に失敗した場合、「餌付け」により群れの加害度を更に高め、当該地域に今まで以上の深刻な被害が生じることがある。 	<p>⇒ 群れ捕獲の特徴、リスク及び効果等を追記し、その適切な運用を推進。</p>
<p>資料編</p>	<p>市町村アンケート結果が掲載されていない</p>	<p>ニホンザルに関するアンケート結果の追記</p>

令和3年度は14市町村でニホンザル有害捕獲実施計画（以下「実施計画」）に基づく対策を実施

昭和60年から有害捕獲を実施、平成3年に92頭の捕獲実施以降の捕獲頭数は増加傾向にあり、令和2年は896頭。